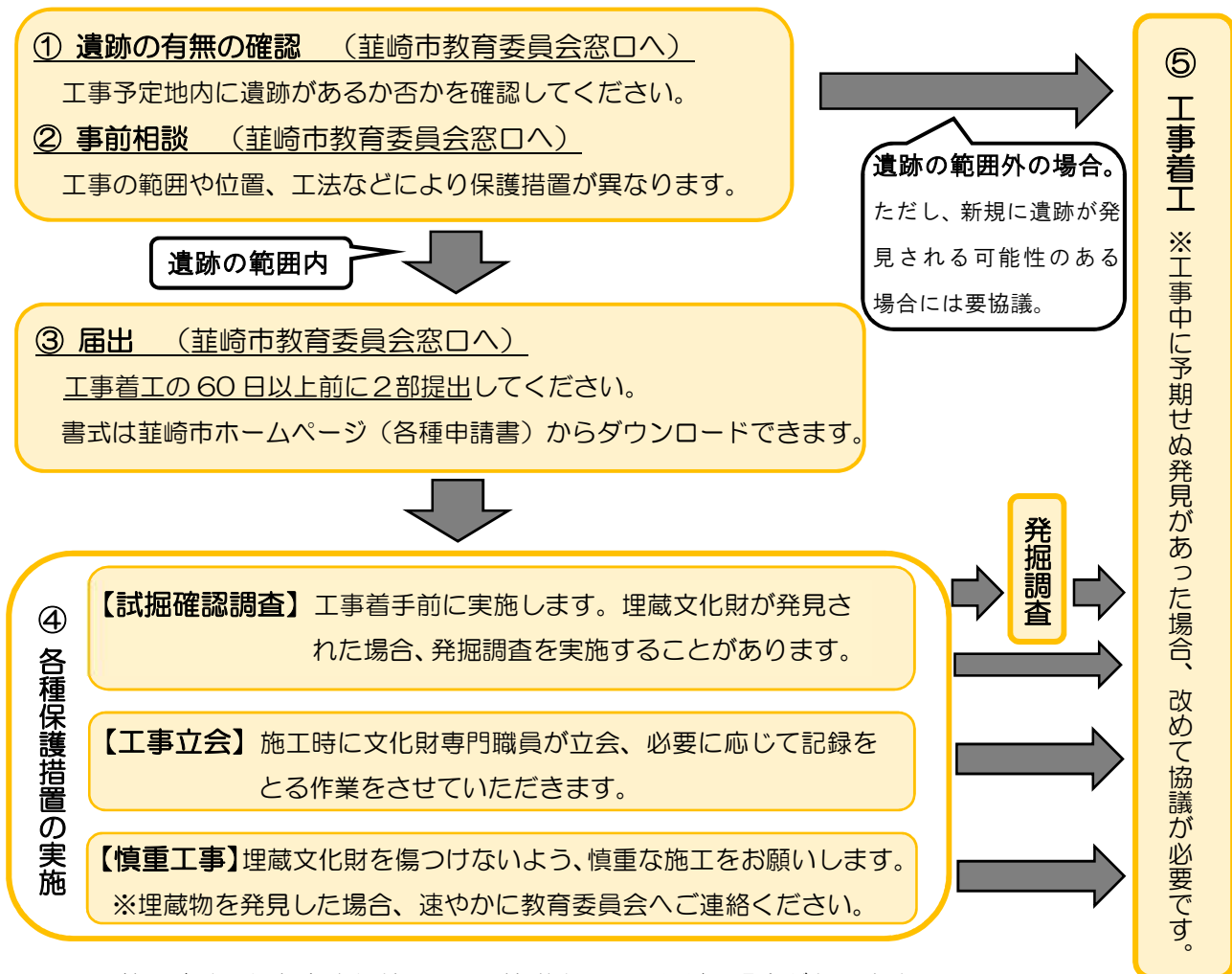


住宅新築・建替え等の工事計画の際は、 必ず遺跡の有無の確認をお願いします！

- 葦崎市内で工事を計画している場合、計画地が遺跡の範囲内であるか否かについて、葦崎市教育委員会にて事前確認をお願いします。
- 遺跡（周知の埋蔵文化財包蔵地）の範囲内での、民間開発に伴う土木工事の際には、文化財保護法に基づく工事着手前の届出が必要です*。（文化財保護法第93条第1項）
※ 工事着工の60日以上前に届け出ていただく必要がありますので、
ご注意ください。

【埋蔵文化財保護に関する手続きのイメージ】



※その他、遺跡の保存方法などについて協議させていただく場合があります。